

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成26年度決算（交通安全対策特別交付金関係）

・ 歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	62,204	交通安全対策特別交付金	57,059
雑 収 入	3	諸 支 出 金	451
預託金利子収入	3	通告書送付費支出金	427
小切手支払未済金収入	0	賠償償還及払戻金	24
前年度剰余金受入	4,688	予 備 費	—
合 計	66,897	合 計	57,510

※百万円未満を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。

・ 歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額） 9,386 百万円

（剰余金が生じた理由）

道路交通法附則第18条及び第26条の規定により、平成26年度に交付する交通安全対策特別交付金は、平成26年3月から平成27年1月までの期間の収納に係る交通反則者納金等を基礎として交付することとされており、平成27年2月から平成27年3月に収納された交通反則者納金については、平成27年度9月期の交通安全対策特別交付金として交付すべき額とされているため。

○ 道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）

附 則

（交付の時期及び交付時期ごとの交付額）

第十八条 交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
九 月	前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額から当該期間に係る第二百九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（附則第十六条第三項第二号に掲げる額に当該年度の前年度以

	前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額（以下この表において「交付金見込額」という。）を限度とする。）を基礎として政令で定める額
三 月	当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。）を基礎として政令で定める額

- 2 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額を超えて交付した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（道路交通法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 平成二十六年年度の交通安全対策特別交付金に限り、前条の規定による改正後の道路交通法附則第十六条第三項中「限度とする。）に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「限度とする。）」と、「二月」とあるのは「三月」と、同法附則第十八条第一項の表九月の項中「二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「三月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等」と、「掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「掲げる額」とする。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、全額を交付税及び譲与税配付金特別会計の翌年度の歳入に繰入れることとしている。

お問い合わせ先

警察庁長官官房会計課決算係

TEL 03-3581-0141（内線）2237